### 別添

## 1 審査方法

第7の1の審査に当たり、事業の要件を満たす場合のあっても、次の事項に該当する場合あっては採択しないものとする。

- (1)過去3ヶ年に「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」(昭和 30 年法律第 179 号)第17条第1項又は第2項に基づく交付決定取消のある応募団体(共同機関を含む。)
- (2) 2の(1)の有効性、実現性及び公益性並びに2の(2)の評価項目に掲げる内容を1つも満たさない場合

## 2 審査基準

### (1) 共通の審査基準

審査基準	評価項目	配分基準	ポイント
有効性	【目的・目標の妥当性】		
	・事業テーマに適切に対応し、政策性を有する提案課題となって	十分認められる。	5
	いるか。	概ね認められる。	3
	・事業実施の目的・目標が、具体的かつ明確に設定されているか。	一部認められる。	1
	・目標の達成を判断するために、適切な指標を設定しているか。	認められない。	0
	・目標の達成により、事業テーマに応じた我が国農業が抱える課		
	題の解決に向けた効果が期待できるものとなっているか。		
効率性	【事業実施計画の妥当性】		
	・目標達成のための妥当なスケジュールであるか。	十分認められる。	5
	・予算計画は妥当なものになっているか。	概ね認められる。	3
	・目標達成に必要な取組内容を過不足なく取り上げているか。	一部認められる。	1
	・事業実施計画における取組内容間の関係及び順序は適切か。	認められない。	0
実現性	【事業実施体制の妥当性】		
	・事業を的確に遂行するために必要な実施体制、事業整備等を有	十分認められる。	5
	し、役割分担、責任体制が明確になっているか。事業を推進す	概ね認められる。	3
	るために効果的な実施体制となっているか。	一部認められる。	1
	・事業代表者に十分な管理能力があるか。関連する取組の経験、	認められない。	0
	実績を相当程度有しているか。		
	・特定の事業実施場所を選定する事業にあっては、事業内容に適		
	した事業実施場所が選定されているか。		
	・事業遂行に係る経理その他の事務について的確な管理体制及び		
	処理能力を有しているか。		

公益性	【国の支援の妥当性】		
	・申請内容は、事業の趣旨に則ったものであるか。	十分認められる。	5
	・成果の享受が特定の受益者のみにとどまらず、公益的な波及効	概ね認められる。	3
	果が期待されるか。	一部認められる。	1
	・新たな技術開発等に係る事業にあっては、技術の進歩に画期的	認められない。	0
	な役割を果たし、新しい産業の創出へ発展の手掛かりが期待で		
	きるなど、提案課題に新規性・先進性が期待されるか。		

# (2) 各事業の審査基準

審査基準	評価項目	配分基準	ポイント
実行性	10a 当たり収量が 1 %以上増加		
(評価項目の3		10%以上増加	5
つの項目から1		8%以上増加	4
つを選択するも		6%以上増加	3
のとする。)		4%以上増加	2
		1%以上増加	1
		1%未満増加	0
	食品用でん粉販売金額のシェアが 1.4%以上増加		
		7.0%以上増加	5
		5.6%以上増加	4
		4.2%以上増加	3
		2.8%以上増加	2
		1.4%以上増加	1
		1.4%未満増加	0
*	いもでん粉製造工場における製造歩留りが 0.1%以上増加		
		0.5%以上増加	5
		0.4%以上増加	4
		0.3%以上増加	3
		0.2%以上増加	2
		0.1%以上増加	1
		0.1%未満増加	0
事業実施主体の	・ 効率的に事業実施効果を得るために必要なでん粉原料用いも	5つ満たす。	5
適格性	の生産又はいもでん粉の製造に関する知見、専門性等を有して	4つ満たす。	4
	おり、事業を的確に行える能力を有している。	3つ満たす。	3
	・ 事業実施主体が生産者に対して生産推進指導する関係にあ	2つ満たす。	2
	る。又は、生産者との契約により原料供給を受けている関係に	1つ満たす。	1
	ある。もしくはその関係になることが見込まれる。	1つも満たさない。	0
	・ 農産物検査法に適合するでん粉を製造する工場(又は同等の		
	でん粉を製造する工場)である。又は当該工場へのでん粉原料		
	用いもの出荷を推進している。		
	・ 砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律第35条3号の認定		

(経営改善計画の認定)を受けている工場である。又は当該工場へのでん粉原料用いもの出荷を推進している。

- ・事業実施主体の構成員に地域計画のうち目標地図に位置付けられている又は位置づけられることが確実と認められている者がいる。
- (注1)輸出事業計画の認定規程(令和2年4月1日付け農林水産大臣決定)に基づき策定された輸出事業計画において、関連事業に関する事項等が定められており、農林水産大臣により認定されている場合は、本表の(1)から(2)までに定めるポイントに加え、1ポイントを加算できるものとする。ただし、追加公募には適用しないものとする。
- (注2)環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律 (令和4年法律第37号。以下「みどり法」という。)に基づき策定された基盤確立事業実施計画において、関連事業に関する事項等が定められており、みどり法に基づき主務大臣の認定を受けている場合は、本表の(1)から(2)までに定めるポイントに加え、1ポイントを加算できる、又は優先的に採択するものとする。ただし、追加公募には適用しないものとする。